www.pwc.com/jp/tax

令和4年度大阪・関西万博 政府開催準備事業 (2025年大阪・関西万博 における課税に関する特別 措置に関する調査)

経済産業省委託調査報告書

PwC 税理士法人

令和5年3月31日



目次

I			
	1.1. 本調	査事業の背景および目的	4
		概要	
	1.2.1.	大阪・関西万博における税制の特別措置に関する課題の調査および分析・整理	4
	1.2.2. 岁	欠年度要望へ向けて特別措置の検討	4
	1.3. 調査:	方法	4
II	調査結果		5
	2.1. 大阪	・関西万博における税制の特別措置に関する課題の調査および分析・整理	5
	2.1.1.	税制改正に向けた論点・課題の調査および整理・分析	5
	サマ	リー	5
	法人	税	5
	(1)	法人税等(法人の所得に対する課税)	5
		出展準備金制度の概要(愛知博における租税特別措置法 57 条の2を参照)	
		(i) 制度概要	6
		(ii) 適用対象法人	
		(iii) 準備金積立の目的	6
		(iv) 適用事業年度	
		(v) 積立限度額(損金算入限度額)	
		(vi) 準備金の取り崩し(益金算入のタイミングと金額)	
		影響額の試算	
		(i) 試算の前提	
		(ii) 試算結果	,
		検討の経緯および結論	
		固定資産税・都市計画税	
		内容	
		対象者	
		対象資産	_
		適用期間	-
		#置を講ずる必要性	_
		影響額の試算	-
		(i) 試算の前提事項	_
		(ii) 影響額	_
		不動産取得税	-
		大容	
		対象者	
		対象資産、取引	
		適用期間	
		措置を講ずる必要性	
		影響額の試算	
		(i) 試算の前提事項	
		(ii) 影響額	
		■業所税事業所税	_
		步未凡忧	_
		対象者	_
		対象となる課税客体	_
		カタとなる味代各体	_
		週 用 朔 同 措置 の 必 要 性	_
		指直の必要性 影響額の試算	
	О	<u> お昔俄ツ叫弁</u>	14

		(i) 試算の前提事項	14
		(ii) 影響額	
	2.1.2.	税制措置の適用に際しての論点・課題の調査および整理・分析	12
	(1)	直接税に関する手続ガイドライン	14
	1	1 直接税ガイドラインの目的	15
		2 免税措置適用対象	
	3	3 陳列区域代表事務所の直接税に関する手続	15
		(i) 法人税、地方法人税、所得税および復興特別所得税	15
	4	4 陳列区域代表事務所の職員に係る直接税に関する手続	15
		(i) 所得税、復興特別所得税	15
		(ii) 道府県民税、市町村民税	16
		(iii) 自動車税、軽自動車税	16
	(2)	消費税ガイドライン	16
	1	1 消費税ガイドラインの目的	16
	2	2 消費税ガイドラインの適用対象	16
	3	3 消費税の還付に関する手続	16
		(i) 事前の手続き	16
		(ii) 還付申告の手続き	17
		(iii) 還付の対象	17
		(iv) 申告方法	17
		(v) 還付を受けるにあたって必要な帳簿・請求書等	
		(vi) 博覧会が閉会し、還付を受ける必要がなくなる場合	
		F度要望へ向けて特別措置の検討	
		国有資産等所在市町村交付金の不交付措置	,
		制度の概要および検討の背景	
		1 国有資産等所在市町村交付金の制度概要	
		2 過去の国際博覧会における措置とその理由	
	3	3 大阪・関西万博における措置の必要性	18
		次年度要望に向けての検討事項	
	1	1 対象となる固定資産等の特定	18
	2	2 借用の開始時期と税制改正要望のタイミング	18
III	別添資	料集	20
		税法等の一部を改正する法律案 新旧対照表(抜萃)	
	(1)	固定資産税·都市計画税	20
	(2)	不動産取得税	21
	(3)	事業 所税	20

本書は令和 4 年度大阪・関西万博政府開催準備事業(2025 年日本国際博覧会における課税に関する特別措置に関する調査)に係るレポートであり、2023 年 3 月 31 日現在における知見に基づいて作成されたものであることにご留意願いたい。

I 事業概要

1.1. 本調査事業の背景および目的

2025 年日本国際博覧会(以下「大阪・関西万博」)の円滑な実施に向けて、大阪・関西万博の参加者等に対する税制措置を過去の国際博覧会同様に講じていく必要がある。令和 3 年度は、外国参加者、博覧会協会、内国企業等に対する課税について所要の措置を講じるために、各税目について調査を行うとともに、大阪・関西万博における内国企業等向けの税制特別措置の必要性等について整理をしている。

令和4年度の本事業では、大阪・関西万博における内国企業等に対する課税について所要の措置を講じるべく、必要となる各税目(合計4税目(想定))のデータ、ファクトの収集、論点・課題の調査および分析・整理を行うとともに、税制措置の適用に際しての論点を整理する。また、過去の国際博覧会の実績等を踏まえ、次年度以降に措置の必要性が見込まれる事項について調査する。さらに、内国企業等向け特別措置の需要調査について、令和4年度は事業者の検討が具体化することが想定されることから、本事業でも継続して実施する。

1.2. 調査概要

1.2.1. 大阪・関西万博における税制の特別措置に関する課題の調査および分析・整理

2023 年度の税制改正プロセスに向けて必要となる各税目(合計 4 税目(想定))のデータ、ファクトの収集、税制特別措置を講じる上での論点・課題の調査および分析・整理を行った。また、内国企業等が大阪・関西万博に出展・参加するにあたり、出展準備金制度をはじめとする特別措置についても検討した。その上で、大阪・関西万博において税制特別措置を講じなければならない必要性や具体的方策等について税目毎に理論的な整理を行い、資料を作成した。調査時点で想定している論点は、措置の対象者、措置の対象所得、措置の適用期間、措置を講ずる必要性・合理性・相当性、措置の減収額試算等であり、また、関係者協議の結果を踏まえ、新たに生じる論点・課題についても、調査し、整理・分析を行った。

また、これらの整理・分析を踏まえ、関係者協議(税制改正プロセスにおける省内関係課、財務省および総務省との協議、および随時の国税庁との協議など)に必要となるヒアリング資料、宿題返しなどの資料作成を行った。 さらに、大阪・関西万博に参加する陳列区域代表事務所に関する直接税および消費税の免税手続きについて、 そのガイドライン作成に際して関係省庁等の協議の過程で、その内容の確認等の支援および論点・課題について 検討し、整理・分析を行った。

1.2.2. 次年度要望へ向けて特別措置の検討

次年度以降にその必要性が見込まれる事項の調査について、過去の国際博覧会での実績等のファクトの収集、 論点・課題の調査および分析・整理を行った。

1.3. 調査方法

文献調査を中心に調査を行った。文献調査にあたっては、公表されている出版物やウェブサイトに掲載されている情報を中心に調査すべき文献の収集を行った。

II 調査結果

2.1. 大阪・関西万博における税制の特別措置に関する課題の調査および分析・整理

2.1.1. 税制改正に向けた論点・課題の調査および整理・分析

サマリー

大阪・関西万博における内国企業等向けに考えられる特別措置について税目ごとに整理を行った。概要をまとめると下表のとおりである。

税目	措置内容	対象者	対象所得•対象取引等
法人税	(要望なし)	(内国法人であるパビリ オン出展参加者)	(パビリオン建設等に係る損金計 上時期の平準化(出展準備金))
固定資産税·都市 計画税	博覧会の会場内で博覧会の用に供する家屋および償却資産、または博覧会協会に対して無償で貸し付ける固定資産について、非課税とすること	博覧会協会との間に博覧会への出展参加契約を締結した内国企業等または博覧会協会に対して固定資産を無償で貸し付けた者	博覧会の会場内において博覧会の用に供する一定の家屋及び償却資産、または博覧会協会に無償で貸し付ける一定の固定資産
不動産取得税	博覧会の会場内で博覧会の用に供する家屋、または博覧会協会に対して無償で貸し付ける家屋について、非課税とすること	博覧会協会との間に博覧会への出展参加契約を締結した内国企業等または博覧会協会に対して家屋を無償で貸し付けた者	博覧会の会場内において博覧会の用に供する一定の家屋、または博覧会協会に対して無償で貸し付ける一定の家屋(ただし、博覧会終了後6か月経過後においても残存する家屋については、その時点で新規に取得したものとみなして、課税の対象となる。)
事業所税	博覧会の会場内で行う 博覧会に関する事業の 用に供する施設につい て、非課税とすること	博覧会協会との間に博 覧会への出展参加契約 を締結した内国企業等	博覧会の会場内で博覧会に関連 して行う事業

以下、各税目について詳細な調査結果を記載する。

(1) 法人税等(法人の所得に対する課税)

大阪・関西万博への参加形態は多様であるが、特に参加者のコスト負担が多額になることが見込まれるパビリオン出展参加者(内国法人等を中心とする14団体)に関して、過去の博覧会において設けられた税制措置である出展準備金制度を大阪・関西万博においても要望するか否かについての検討が行われた。

1 出展準備金制度の概要(愛知博における租税特別措置法 57条の2を参照)

(i) 制度概要

博覧会協会と出展参加契約を締結した青色申告法人が、法令の定める期間を含む各事業年度において、その出展費用等の支出または補填に充てるため、一定の積立限度額以下の金額を日本国際博覧会出展準備金として 積み立てたときは、その積立額の損金算入が認められるという制度である。

(ii) 適用対象法人

適用対象法人は、博覧会協会と当該博覧会への出展参加契約を締結した青色申告書を提出する法人とされる。

(iii) 準備金積立の目的

博覧会への出展により生ずる出展費用等(*)の支出または補填に充てることを目的とする。

(*) 出展費用等とは、出展参加契約に基づき取得、制作、建設または造成する建物およびその他の付属設備、展示物または庭園その他の構築物(建物または構築物の敷地の賃借をするための費用を含む)。なお、出展に関し支出した広告宣伝費、旅費、会議費、会場内での諸行事の運営費、展示館および展示物の維持管理費等は含まれない。

(iv) 適用事業年度

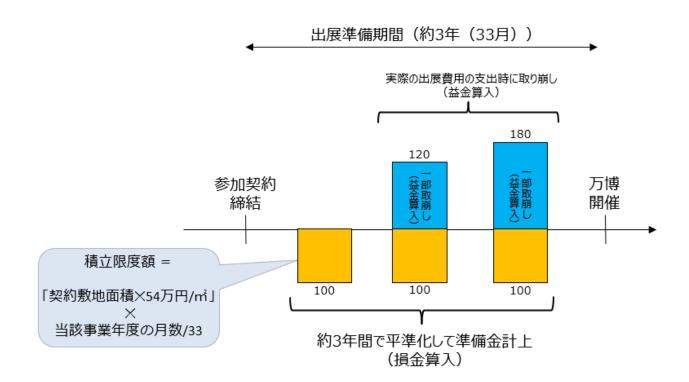
適用事業年度は、所定の適用開始日から博覧会開催の日の前日までの期間内の日を含む各事業年度(愛知博の場合は平成14年7月1日から平成17年3月24日までの期間を含む各事業年度)とされる。

(v) 積立限度額(損金算入限度額)

「契約敷地面積×54 万円/㎡に相当する金額のうち、その出展をする法人に係るもの」× 当該事業年度の月数/33

(vi) 準備金の取り崩し(益金算入のタイミングと金額)

出展費用等の額で当該事業年度において損金算入される額がある場合には、同額を取り崩し益金に算入する。 また、出展しないことになった場合等、積み立てておく必要が無くなった場合にはその該当することとなった日の属 する事業年度において全額を取り崩し益金に算入する。



2 影響額の試算

愛知博における減収額試算の情報をもとに、パビリオン出展を行う団体に対して出展準備金制度を導入した場合の会計上およびキャッシュフロー上の効果を試算すると以下のとおりである。

会計上の利益計算に与える影響はないが、出展準備金制度がある場合には法人税等の納付額が減少するため、 キャッシュフロー(および留保資金の運用益)に差異は生じると考えられる。

(i) 試算の前提

- 出展準備制度が 2024 年 3 月期から 2026 年 3 月期までの3事業年度について適用されるものとする。つまり、 2024 年 3 月期と 2025 年 3 月期の 2 事業年度について出展準備金繰入による損金算入を行うことができ、 2026 年 3 月期に出展準備金の戻し入れ(益金計上)が行われるものとする。
- 各事業年度の出展団体の損金算入額の総額は、以下のとおり愛知博の記録に基づいて算定された 6,557 百万円とし、試算上は税引前利益段階で会計上同額の費用を計上するものとする。
- 減税額の試算には、実効税率 30.6% (2022 年度時点)を適用している。
- キャッシュフローの影響を考慮する上で、当事業年度の法人税等の支払は翌事業年度に行われるものとする。

2005 年 3 月期損金算入額(*) 愛知博パビリオン出展 12 団体合計	6,557 百万円		
実効税率(2022年時点)	30.60%		
減税額	2,007 百万円		

(*)損金算入額:愛知博公式記録に記載された、全出展者の敷地面積に基づき積立限度額を算出

(ii) 試算結果

出展準備金繰入・戻入による税引後当期利益およびキャッシュフローへの影響額(純額)

①出展準備金制度なしの場合(出典準備金繰入額相当の引当金の繰入を行う場合)

	2024年3月期	2025年3月期	万博開催年度 2026年3月期
税引前利益(引当金繰入/戻入分)	△6,557	△6,557	13,115
法人税等	_	_	_
法人税等調整額	△2,007	△2,007	4,013
税引後当期利益	△4,551	△4,551	9,102

②出展準備金制度適用ありの場合

	2024年3月期	2025年3月期	万博開催年度 2026年3月期
税引前利益(出展準備金繰入·戻入分)	△6,557	△6,557	13,115
法人税等	△2,007	△2,007	4,013
法人税等調整額	_	_	_
税引後当期利益	△4,551	△4,551	9,102
キャッシュフロー(*)	_	2,007	2,007
留保資金運用益相当(利回り年1%と仮定)	_	20	40

(単位:百万円)

3 検討の経緯および結論

試算が示すとおり、出展準備金制度は税効果会計を考慮した場合には会計上の税引後当期利益の金額に影響を与えることはないが、課税の繰延効果を有するため、キャッシュフローに影響を与えることになる。

ただし、仮に 2023 年度税制改正において措置をした場合であっても、適用できる期間は実質的に 2 事業年度 (2024年3月期および 2025年3月期)であり、キャッシュフローおよびその運用益に与える効果は、個々のパビリオン出展参加者においては僅少であると考えられる。

(2) 固定資産税·都市計画税

1 内容

博覧会協会との間に博覧会への出展参加契約を締結した内国企業等が博覧会の会場内で博覧会の用に供する家屋および償却資産については、国外からの陳列区域政府事務所等と同様に、非課税措置を講ずることが予定されている(地方税法附則第 14 条の 2 第 2 項)。また、博覧会協会に対して無償で貸し付ける固定資産についても、非課税措置の対象とすることが予定されている(同条第 3 項)。

^(*) 出展準備金制度無しの場合と比較して、法人税等の支払が減額されるために社内に留保される資金

2 対象者

非課税措置の対象となる者は、博覧会協会との間に博覧会への出展参加契約を締結した内国企業等が予定されている。これは、国外から参加し、日本国内に本店または主たる事務所を有しない法人である陳列区域政府事務所等が博覧会に関連する非商業的活動の用に供する固定資産については博覧会の開催国政府と BIE との間で締結する、主として参加者に対する優遇措置等を表明する協定(See Agreement、以下「SA」)の第4条1項において免除されることを踏まえ、また、過去博での取扱いと平仄を取るために、国内の参加者に対しても同様の措置を講ずる趣旨で地方税法附則が改正されるものである。

3 対象資産

固定資産税および都市計画税は、地方税法第342条、第702条1項において定められており、現行法令上、家屋・償却資産につき原則として所在する市町村で課税対象とされる。下記5に記載した趣旨を踏まえて、非課税措置の対象は、博覧会の会場内において博覧会の用に供する家屋および償却資産とされる予定である。なお、SAにおいては非商業的活動の範囲内で固定資産税を非課税としているため、本非課税措置においても一定の家屋および償却資産に限定する措置が講じられる予定である。

また、参加者が自己使用する資産に加えて、博覧会協会に対して無償で貸し付ける契約を締結する場合には、その無償で貸し付ける固定資産(博覧会の用に供されるものであって、博覧会協会に無償で貸し付けていることについて一定の証明がされたものに限る)についても非課税措置の対象とされる予定である。これは、大阪・関西万博が SDGs に対する取り組みとしてリユース促進の観点から、博覧会協会から協賛企業に対して施設や物品の無償による貸与を促していることに呼応したものと解される。この無償貸与に係る非課税措置は、家屋、償却資産に加えて土地もその対象となる。

4 適用期間

2024 年度から 2026 年度までの各年分の固定資産税または都市計画税が非課税とされる予定である。これは、大阪・関西万博の開催に向けて、これに係る施設が 2024 年ごろから取得され、大阪・関西万博の終了後1 年程度で解体・撤去されることを想定しているためである。

5 措置を講ずる必要性

博覧会の出展コストに大きな影響を与える税制面の措置について、大阪・関西万博の円滑な実施のため適切に講じていくことが必要であると考えられる。また、大阪・関西万博が目指すものとして SDGs 達成への貢献が掲げられ、博覧会期間中に使用する資産、部材の終了後における再利用またはリサイクルを促進するために、博覧会協会から協賛企業に対して必要資産の無償での貸与を促すことが予定され、これに協力した企業の税負担を軽減することも必要と考えられる。

6 影響額の試算

(i) 試算の前提事項

- 大阪・関西万博に係る登録申請書(以下、「登録申請書」)に記載の表 6A-4 の敷地渡しによる出展の参加費用モデル(2階建ての場合)の a) 敷地面積 -大(3,500 ㎡)および同 b) 敷地面積 中(1,750 ㎡)の数値を参照して試算している。 なお1ドル 135 円で換算している。
- 建築物は 2023 年度に 20%完成し、2024 年度に 80%完成するものと想定している。
- 償却資産の耐用年数は8年とし、家屋の評価は取得価額を据え置くものとしている。
- 税率は固定資産税 1.4%、都市計画税 0.3%としている。

(ii) 影響額

2023 年度および 2024 年度のパビリオン出展 14 団体の家屋および償却資産の 1 団体あたりのそれぞれの取得

価額は以下のとおり。

敷地面積-大

			費用 ※家屋は	は2階建の場合		パビリオン出展(14団体)	
			(登録申請書224	項/225項より)	区分	2023年度	2024年度
			千米ドル	百万円(*)		(百万円)	(百万円)
		建築設計	1,409	190	家屋	38	152
敷地面積-大	建築工事費	建築工事	14,095	1,903	家屋	381	1,522
(3,500m²)		什器備品、システム機器	1,409	190	償却資産	38	152
2階建てを想定	展示工事費	展示工事	13,091	1,767	償却資産		1,767
		什器備品、システム機器	1,309	177	償却資産	35	141
				(*)135円/ドル	家屋合計	419	1,674
					償却資産合計	73	2,061

敷地面積-中

			費用 ※家屋は	は2階建の場合		パビリオン出展(14団体)	
				(登録申請書224項/225項より)		2023年度	2024年度
			千米ドル	百万円(*)		(百万円)	(百万円)
	建築工事費	建築設計	705	95	家屋	19	76
敷地面積 – 中		建築工事	7,047	951	家屋	190	761
(1,750㎡)		什器備品、システム機器	705	95	償却資産	19	76
2階建てを想定	展示工事費	展示工事	6,545	884	償却資産		884
		什器備品、システム機器	655	88	償却資産	18	71
				(*)135円/ドル	家屋合計	209	837
					償却資産合計	37	1,030

① 1団体あたり家屋に係る固定資産税・都市計画税

敷地面積-大 (単位:百万円)

ж-быцж 7.								
家屋 -		取得年度			+/□-+-= 1¥			
		2024年度	課税標準額			合計		
仅得価額	419	1,674		(11170)	(0.5 70)			
2024年度	419		419	6	1	7		
2025年度	419	1,674	2,093	29	6	36		
2026年度	419	1,674	2,093	29	6	36		
					合計	78		
	家屋 双得価額 2024年度 2025年度	家屋取得2023年度双得価額4192024年度4192025年度419	家屋取得年度2023年度2024年度双得価額4191,6742024年度4191,6742025年度4191,674	家屋取得年度2023年度2024年度双得価額4192024年度4192025年度4191,6742,093	家屋取得年度2023年度2024年度課税標準額固定資産税 (1.4%)2024年度4192025年度4191,6742,09329	家屋取得年度課税標準額固定資産税 (1.4%)都市計画税 (0.3%)双得価額4191,6742024年度419419612025年度4191,6742,0932962026年度4191,6742,093296		

敷地面積 – 中 (単位:百万円)

家屋 -		取得	取得年度		四点次文件	+/7-+-=1- 144						
		秋 连		2023年度	2024年度	課税標準額	課税標準額	課税標準額	課税標準額	課税標準額	2024年度 課税標準額	固定資産税 (1.4%)
耳	D.得価額	209	837	(1.470)	(0.5 70)							
	2024年度	209		209	3	1	4					
課税年度	2025年度	209	837	1,047	15	3	18					
	2026年度	209	837	1,047	15	3	18					
•						合計	39					

②1 団体あたり償却資産に係る固定資産税・都市計画税

敷地面積 – 大 (単位:百万円)

償却資産 -		取得	年度		固定資産税 (1.4%)	都市計画税 (0.3%)	
		2023年度	2024年度	課税標準額			合計
耳	汉得価額	73	2,061		(1.170)	(0.570)	
	2024年度	64		64	1	0	1
課税年度	2025年度	48	1,803	1,851	26	6	31
	2026年度	36	1,352	1,389	19	4	24
						合計	56

敷地面積 – 中 (単位:百万円)

償却資産 -		取得	年度		田中次主母	±77-+1:1:H								
13	恨如貝性		2024年度	課税標準額		課税標準額	課税標準額	課税標準額	課税標準額	課税標準額	課税標準額	固定資産税 (1.4%)	都市計画税 (0.3%)	合計
耳	仅得価額	37	1,030	(11170)		(0.570)								
	2024年度	32		32	0	0	1							
課税年度	2025年度	24	902	926	13	3	16							
	2026年度	18	676	694	10	2	12							
						合計	28							

(3) 不動産取得税

1 内容

博覧会協会との間に博覧会への出展参加契約を締結した内国企業等が博覧会の会場内で博覧会の用に供する家屋については、国外からの陳列区域政府事務所等と同様に、非課税措置を講ずることが予定されている(地方税法附則第 10 条の 2 第 2 項)。また、博覧会協会に対して無償で貸し付ける家屋についても、非課税措置の対象とすることが予定されている(同条第 3 項)。

2 対象者

博覧会協会との間に博覧会への出展参加契約を締結した内国企業等が予定され、固定資産税・都市計画 税と同様である。

3 対象資産、取引

不動産取得税は地方税法第 73 条の 2 において定められており、現行法令において家屋の取得に対して原則として所在する道府県において課税される。下記 5 に記載した趣旨を踏まえて、非課税措置の対象は、博覧会の会場内において博覧会の用に供する家屋とされる予定である。なお、SA においては非商業的活動の範囲内で不動産取得税を非課税としているため、本非課税措置においても一定の家屋に限定する措置が講

じられる予定である。

また、固定資産税・都市計画税と同様に、参加者が自己使用する家屋に加えて、博覧会協会に対して無償で貸し付ける契約を締結する場合には、その無償で貸し付ける家屋(博覧会の用に供されるものであって、博覧会協会に無償で貸し付けていることについて一定の証明がされたものに限る)についても非課税措置の対象とされる予定である。

なお、本非課税措置は博覧会に用いられる家屋が短期間で解体・撤去されることを踏まえた措置であること から、博覧会終了後6か月経過後においても残存する家屋については、その時点で新規に取得したものとみなして、課税の対象とすることが予定されている。

4 適用期間

2023年4月1日以降に取得される家屋について非課税とされる予定である。

5 措置を講ずる必要性

博覧会の出展コストに大きな影響を与える税制面の措置について、大阪・関西万博の円滑な実施のため適切に講じていくことが必要であると考えられる。また、大阪・関西万博が目指すものとして SDGs 達成への貢献が掲げられ、博覧会期間中に使用する資産、部材の終了後における再利用またはリサイクルを促進するために、博覧会協会から協賛企業に対して必要資産の無償での貸与を促すことが予定され、これに協力した企業の税負担を軽減することも必要と考えられる。

6 影響額の試算

(i) 試算の前提事項

- 資産割における課税標準床面積は、登録申請書に記載の表 6A-4 a)の 4,800 ㎡と同 b)の 2,400 ㎡を参照している。
- 建築物は 2023 年 10 月に 20%完成し、2024 年度に残りの 80%完成するものとし、2026 年 6 月末に解体されるものとする。(3 月決算法人を想定)
- 不動産取得税の税率を 4% とする。

(ii) 影響額

敷地面積 – 大 (単位:百万円)

		取得年度			一种中华
		2023年度	2024年度	課税標準額	不動産取得税 (4%)
取得価額		419	1,674		
課税年度	2023年度	419		419	17
	2024年度		1,674	1,674	67
					84

敷地面積 – 中 (単位:百万円)

		取得年度			一 科女丽/月14
		2023年度	2024年度	課税標準額	不動産取得税 (4%)
取得価額		209	837		
課税年度	2023年度	209		209	8
	2024年度		837	837	33
					42

(4) 事業所税

1 内容

博覧会協会との間に博覧会への出展参加契約を締結した内国企業等が博覧会の会場内で行う博覧会に関する事業について、国外からの陳列区域政府事務所等と同様に、非課税措置を講ずることが予定されている(地方税法附則第32条の4)。

2 対象者

下記 5 に記載した趣旨を踏まえて、非課税措置の対象は、出展参加契約を締結した内国企業等とされる予定である。

3 対象となる課税客体

事業所税は地方税法第 701 条の 32 において定められており、現行法令においては事業所等において事業を行う場合に当該事業所等の所在する指定都市等(つまり大阪市)で課税対象とされ、資産割および従業者割の合算額が課されることになる。

したがって、出展参加契約を締結した内国企業等が、博覧会の会場内で博覧会に関連して行う事業の用に供する施設を対象とすることが予定されている。なお、SA においては非商業的活動用の資産を非課税対象としているため、本非課税措置においても一定の事業の用に供する施設に限定する措置が講じられる予定である。

4 適用期間

2023 年 4 月 1 日から 2027 年 3 月 31 日までに終了する事業年度分までの事業所税が非課税とされる予定

である。これは、大阪・関西万博に向けて、その施設が2024年ごろから取得され、博覧会終了後1年程度で解体・撤去されることを想定しているためである。

5 措置の必要性

博覧会の出展コストに大きな影響を与える税制面の措置について、大阪・関西万博の円滑な実施のため適切に講じていくことが必要であると考えられる。

6 影響額の試算

(i) 試算の前提事項

- 税率について、資産割は600円/㎡、従業者割は0.25%としている。
- 従業者割の試算において、従業者数は 200 名、一人当たり給与額は 600 万円とする。また従業者は 2024 年 10 月~2025 年 12 月において 200 名存在し、それ以外の期間はゼロとする。
- その他は、上記(2)6(i)と同じとしている。

(ii) 影響額

(単位:百万円)

			(十四,11)	
	資產			
	敷地面積大	敷地面積中	従業者割	
課税標準	4,800㎡	2,400㎡	1,200百万円	
税率	600円/㎡	600円/㎡	0.25%	
1団体/年	2.9	1.4	3.0	
2023年度	0.3	0.1	-	
2024年度	2.9	1.4	1.5	
2025年度	2.9	1.4	- (*)	
2026年度	0.7	0.4	-	
合計	6.8	3.4	2	

(*) 2026年3月末時点では従業者ゼロの想定であり、2025年度の従業者割は免税点以下となる。

2.1.2. 税制措置の適用に際しての論点・課題の調査および整理・分析

(1) 直接税に関する手続ガイドライン

「二千二十五年日本国際博覧会に関する特権および免除に関する日本国政府と博覧会国際事務局との間の協定」(以下、「本協定」)に基づき、BIE および大阪・関西万博に参加する公式参加者である陳列区域代表事務所に対し一定の免税措置が認められることになったことを受けて、博覧会協会は当該公式参加者等に対する実務上必要となる手続き等を説明するため、「直接税に関する手続きガイドライン」(以下、「直接税ガイドライン」)を作成した。

直接税ガイドラインの作成にあたり、PwC 税理士法人も内容の確認および追加・修正等のアドバイスを行っている。

1 直接税ガイドラインの目的

本協定により、日本国に本店または主たる事務所を有しない法人である陳列区域代表事務所と当該事務所の職員は、当該陳列区域代表事務所の博覧会に関連する非商業的活動の範囲内で一定の免税措置を受けられることとなっている。直接税ガイドラインは、対象となる法人および個人の直接税に関する手続等について情報を提供し、円滑な手続を進めることができるよう必要な事項を記載したものである。

2 免税措置適用対象

免税措置の適用対象となるのは、本協定により直接税が免除されることになる「日本国に本店または主たる事務所を有しない『法人』である陳列区域代表事務所」および、当該陳列区域代表事務所の職員(日本国民である職員および日本国に通常居住している職員を除く)である。

3 陳列区域代表事務所の直接税に関する手続

(i) 法人税、地方法人税、所得税および復興特別所得税

直接税ガイドラインでは、対象となる陳列区域代表事務所につき、原則として日本の法令に従い、各種手続を行い直接税の納税義務を負うが、日本国に本店または主たる事務所を有しない法人である陳列区域代表事務所の場合、協定により、当該陳列区域代表事務所の博覧会に関連する非商業的活動の範囲内で、法人税、地方法人税、所得税および復興特別所得税を免除される旨、ならびに当該協定よる免除措置を受けるための手続が無い旨を説明している。

なお、当該非商業的活動以外の活動を行った場合には、日本の法令に従い、各種手続を行い直接税の納税義務を負う旨、ならびに法人税および地方法人税が生じる場合には納税を行わなければならない旨を説明している。

(ii) 法人の道府県民税、事業税、特別法人事業税、不動産取得税、自動車税、法人の市町村民税、固 定資産税、軽自動車税、事業所税、都市計画税

直接税ガイドラインでは、対象となる陳列区域代表事務所につき、協定により、当該陳列区域代表事務所の博覧会に関連する非商業的活動の範囲内で、法人の道府県民税、事業税、特別法人事業税、不動産取得税、自動車税、法人の市町村民税、固定資産税、軽自動車税、事業所税、都市計画税が免除される旨、および地方税の免除の資格を得るためにとるべき手続は無い旨を説明している。また、自動車税に係る一定の申請手続きについても説明している。

なお、当該非商業的活動以外の活動を行った場合には、日本の法令に従い、各種手続を行い直接税の納税義務を負う旨についても説明している。

4 陳列区域代表事務所の職員に係る直接税に関する手続

(i) 所得税、復興特別所得税

直接税ガイドラインでは、対象となる陳列区域代表事務所の職員につき、本協定により、当該陳列区域代表事務所の博覧会に関連する非商業的活動のために日本国において行う勤務その他の活動について取得する給料および手当に対して課税が免除される旨、および本協定による免除措置を受けるための手続が無い旨を説明している。

なお、非居住者である当該適用対象の職員が、当該非商業的活動に係る給料および手当以外の収入(所得税法に定める国内源泉所得)を得た場合、その収入が国内において行う勤務に係る給与等であって国内で支給されるものであれば、その支払者が源泉徴収(税率 20.42%)することで課税関係は終了する旨、および源泉徴収の対象外となる給与に係る申告および納税の手続きについても説明している。

(ii) 道府県民税、市町村民税

直接税ガイドラインでは、対象となる陳列区域代表事務所の職員につき、本協定により、当該陳列区域代表事務所の博覧会に関連する非商業的活動のために日本国において行う勤務その他の活動について取得する給料および手当に対して課税が免除される旨、および地方税の免除措置を受けるための手続が無い旨を説明している。

なお、当該適用対象の職員が、当該年の1月1日時点において国内の自治体に住所を有する場合で、当該非商業的活動に係る給料および手当以外の収入を得ていた場合における申告および納税の手続きについても説明している。

(iii)自動車税、軽自動車税

直接税ガイドラインでは、対象となる陳列区域代表事務所の職員は、本協定により、日本国において最初にその地位に就く際に関税の免除を受けて輸入した自動車(1台のみ)に対して自動車税、軽自動車税が免除される旨、および免除の適用を受けるための手続きについて説明している。なお、それ以外に自動車を日本で取得または所有する場合には、納税が必要である旨についても述べている。

(2) 消費税ガイドライン

直接税ガイドラインと同様、消費税についても、本協定に基づき、消費税法の範囲で、BIE および大阪・関西万博に参加する公式参加者である陳列区域代表事務所が日本国において調達した物品およびサービスに対して支払われる消費税および地方消費税につき、一定の条件および手続きのもとで還付を受けられることを受けて、博覧会協会は当該公式参加者等に対する消費税および地方消費税(以下、「消費税等」)の還付に係る実務上必要となる手続き等を説明するため、「消費税の還付手続き要領」(以下、「消費税ガイドライン」)を作成した。

消費税ガイドラインの作成にあたっても、直接税ガイドラインと同様、PwC 税理士法人も内容の確認および追加・修正等のアドバイスを行っている。

1 消費税ガイドラインの目的

本協定により、陳列区域代表事務所が日本国において調達した物品およびサービスに対して支払われる消費税等につき、一定の条件および手続きのもとで還付を受けられることになっている。消費税ガイドラインは、その還付に係る手続等について情報を提供し、円滑な手続を進めることができるよう必要な事項を記載したものである。

2 消費税ガイドラインの適用対象

消費税還付の適用対象となるのは、陳列区域代表事務所である。

3 消費税の還付に関する手続

(i) 事前の手続き

消費税ガイドラインでは、消費税等の還付を受けようとする際の事前の手続きとして「消費税課税事業者届出書」 (第1号様式)の提出と、3ヶ月ごとまたは1ヶ月ごとに消費税等の還付を受けようとする場合に「消費税課税期間 特例選択・変更届出書」(第13号様式)の提出を案内している。

また、日本国内に本店若しくは主たる事務所を有しない場合または有しないこととなる場合において、申告書の提出などの税務手続きを行う必要があるときは、納税地の所轄税務署長に「消費税納税管理人届出書」(第 9 号様式)を提出して、納税管理人を定める必要がある旨が述べられている。なお、日本国内に本店若しくは主たる事務

所を有することになった場合または税務手続きを行う必要がなくなった場合には、納税地の所轄税務署長に「消費税納税管理人解任届出書」(第 10 号様式)を提出して、納税管理人の解任をする必要があることも述べられている。

(ii) 還付申告の手続き

消費税ガイドラインでは、還付金を受領するための還付申告の手続きとして消費税等の確定申告書の提出が必要であり、その提出後に当該確定申告書に記載した金融機関等の口座に還付金が振り込まれる旨を述べている。

(iii) 還付の対象

還付の対象となる取引について、国内で購入する物品やサービスに係る消費税等が原則として還付対象であり、 また、保税地域から外国貨物を引き取る際に係る消費税等もその対象である旨を述べている。別紙で「消費税の 還付対象となる費用例」を作成している。

(iv) 申告方法

消費税の還付を申告する際には、「消費税及び地方消費税の申告書(一般用)」(第 3-(1)号様式)を納税地の所 轄税務署長に提出する必要がある旨、述べており、その税額計算(還付金額)の方法として別紙「税額計算の流 れ」を作成している。

(v) 還付を受けるにあたって必要な帳簿・請求書等

消費税ガイドラインでは、還付を受けるために、還付対象となる仕入れについて、一定の事項が記入された帳簿および請求書等の保存(保税地域から外国貨物を引き取る際は、税関長から交付を受ける課税貨物の輸入の許可があったことを証する書類等)が必要あり、また、2023年10月1日以降のインボイス制度の開始後に仕入税額控除を受けるためには、原則、適格請求書発行事業者から交付を受けた適格請求書の保存が必要である旨、述べられている。

また、帳簿及び請求書等の保存期間について、帳簿はその閉鎖の日の属する課税期間の末日の翌日、請求書等についてはその受領した日の属する課税期間の末日の翌日から2か月を経過した日から7年間、保存する必要があることが述べられている。

(vi) 博覧会が閉会し、還付を受ける必要がなくなる場合

消費税ガイドラインでは、博覧会が閉会し、還付を受ける必要がなくなる場合に、速やかに「事業廃止届出書」(第6号様式)を納税地の所轄税務署長に提出することを述べている。

2.2. 次年度要望へ向けて特別措置の検討

2.2.1. 国有資産等所在市町村交付金の不交付措置

(1) 制度の概要および検討の背景

1 国有資産等所在市町村交付金の制度概要

毎年度、当該年度の初日の属する年の前年の3月31日(基準日)現在において、国・地方公共団体が所有する 固定資産で、所有する者以外の者が使用している場合や、空港・国有林野・発電所等として使用している場合に は、国・地方公共団体から、その固定資産が所在する市町村に対して交付金を支給する制度。

交付金の算定方法は、基本的に固定資産税と同様であり、税率は 1.4%として算定する。 市町村長は、4 月 30 日までに国・地方公共団体に対して交付金交付請求書を送付する。これを受け取った国・地 方公共団体は、受領後、6 月 30 日までに市町村に交付金を交付する。

2 過去の国際博覧会における措置とその理由

国際科学技術博覧会、国際花と緑の博覧会および愛知博においては、国有資産等所在市町村交付金を不交付とする措置がされている。これは、各博覧会において、博覧会会場用地は、それを所有する地方公共団体(県)が、博覧会協会に対して無償で貸与している一方で、当該不交付の措置がなされない場合には、県は博覧会会場用地の所在する市町村に対して国有資産等所在市町村交付金の交付義務を負うことになるためである。

平成 18 年度税制改正において愛・地球博の開催に伴う国有資産当所在市町村交付金の特例措置の要望を行った際の要望理由によると、当該(不交付の)特例措置を行わない場合、「愛知県に間接的資金負担が生じ、固定資産所在地方公共団体に間接的利益が発生することになるが、関係者間のあるべき資金負担を考慮すると適切ではなく、特例措置による担保が必要である」とされている。

3 大阪・関西万博における措置の必要性

大阪・関西万博においては、博覧会会場用地である夢洲の所有者は大阪市であるため、国有資産等所在市町村 交付金の問題は生じないものと考えられる。一方、大阪・関西万博の開催に伴い、博覧会協会が確保する予定で ある会場外駐車場は同交付金の対象になり得るものと考えられる。

(2) 次年度要望に向けての検討事項

1 対象となる固定資産等の特定

本報告書作成日時点では、国有資産等所在市町村交付金の不交付措置の対象となり得る固定資産等は上述の場外駐車場のみという前提で検討がなされているが、この他に対象となり得る固定資産等の有無につき確認し、 当該不交付措置の影響を受ける地方自治体を把握する必要がある。

2 借用の開始時期と税制改正要望のタイミング

過去における国有資産等所在市町村交付金法または同法施行令の改正においては、基準日ベースと交付日ベースの双方のケースが存在するが、基本的には基準日ベースによる改正が行われている。

直近の改正事例では、令和3年3月31日公布の地方税法等の一部を改正する法律における、国有資産等所在市町村交付金法の一部改正に伴う経過措置であり、「改正後の国有資産等所在市町村交付金法の規定は、令和四年度以後の年度分の国有資産等所在市町村交付金について適用し、令和三年度分までの国有資産等所在市町村交付金については、なお従前の例による。」と定められている。すなわち、令和3年3月31日を基準日とする、令和4年度以後の交付金について適用されるということである。

III 別添資料集

1 地方税法等の一部を改正する法律案 新旧対照表(抜萃)

(1) 固定資産税·都市計画税

(1) 固定資産税・都市計画税	
第十四条の二 市町村は、令和五年度から今和八年度までの各年度分の周定資産税又は都市計画税に限り、公益社団法人二千二十五年日本国際博覧会協会(次項及び第三項において「博覧会協会」という。)が国際博覧会協会(次項及び第三項においる交通を確保するために設置する条約の適用を受けて令和七年に開催される国際博覧会院で設合の会場の周辺における交通を確保するために設置する実施及び債却資産に対しては、第三百四十二条、同項又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、固定資産税又は都市計画税を課することができない。 2 市町村は、令和六年度から令和八年度までの各年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、博覧会協会との間に関定資金を博覧会の用に供する家屋及び債却資産で政令で定めるものに対しては、第三百四十二条文は第七百二条第一項の規定にかかわらず、固定資産税又は都市計画税を課することができない。 2 市町村は、令和六年度から令和八年度までの各年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、博覧会協会との間に関定資金を博覧会協会に無償で貸し付ける国定資産の用に供する家屋及び債期を除く。)が博覧会協会との間に関定資金を博覧会協会に無償で貸し付けていることにつき総務省令で定めるところにより証明がされたものに限る。)に対しては、第三百四十二条又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、固定資産税又は都市計画税を課することができない。 4 表文は第七百二条第一項の規定にかかわらず、固定資産税又は都市計画税を課することができない。 5 本のは、第三百四十二条文は第七百二条第一項の規定でから令和八年度までの各年度分の固定資産税又は都市計画税を課することができない。 5 本のは、第三百四十二条第一項の規定にかかわらず、固定資産税又は都市計画税を課することができない。 5 本のは、第三百四十二条第一項の規定では、第三百四十二条第一項の規定にかかわらず、固定資産税又は都市計画税を課することができる。 5 本のは、第三百四十二条第一項の規定に対しては、第三百四十二条第一項の規定にかかわらず、固定資産税又は都市計画税を課することができない。 5 本のは、第三百四十二条第一項の規定に対しては、第三百四十二条第一項の規定に対しては、第三百四十二条第一項の規定が、当該契約に基づきの関係を課する。 5 本のは、第三百四十二条第一項の規定の関係を課する。 5 本のは、第三百四十二条第一項の規定に対する。 5 本のは、第三百四十二条第一項の規定に対しては、第三百四十二条第一項の規定に対しては、第三百四十二条第一項の規定に対しては、第三百四十二条第一項の規定を認定を認定を認定を認定を認定を認定を認定を認定を認定を認定を認定を認定を認定	改正
第十四条の二 市町村は、令和五年度から令和八年度までの各年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、公益社団法人二千二十五年日本国際博覧会協会 だ情知資産者しくは第三百四十二条、同項又は第10元において「博覧会の周辺における交通を確保するために設置する家屋及び情知資産に対しては、第三百四十二条、同項又は第七百二条第一度及び情知資産に対しては、第三百四十二条、同項又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、固定資産税又は都市計画税を課することができない。	改正前

不動産取得税 (2)

なして不動産取得税を課する

当該家屋の取得があつたものとみなし、

当該家屋の所有者を取得者とみ

月を経過する日において当該家屋を所有しているときは、

することができない。ただし、家屋貸与者が、

博覧会の終了の日から六

同日において

しては、

第七十三条の二第一項の規定にかかわらず、不動産取得税を課

)を取得した場合における当該家屋の取得に対

明がされたものに限る。

会協会に無償で貸し付けることにつき総務省令で定めるところにより証

ことを内容とする契約を締結した者(以下この項において「家屋貸与者

道府県は、博覧会協会との間に家屋を博覧会協会に無償で貸し付ける

という。)が、当該家屋(博覧会の用に供されるものであつて、博覧

第十条の二 項の規定にかかわらず、不動産取得税を課することができない。ただし した場合におけるこれらの家屋の取得に対しては、第七十三条の二第一 博覧会の会場の周辺における交通を確保するために設置する家屋を取得 て「博覧会」という。)の会場内において博覧会の用に供する家屋又は 約の適用を受けて令和七年に開催される国際博覧会(以下この条におい 以下この条において「博覧会協会」という。 道府県は、 改 公益社団法人二千二十五年日本国際博覧会協会へ Œ)が国際博覧会に関する条 が、博覧会の終了の日 後 第十条の二 道府県は、 改 Œ

公益社団法人二千二十五年日本国際博覧会協会

前

日においてこれらの家屋の取得があつたものとみなし、これらの家屋の から六月を経過する日においてこれらの家屋を所有しているときは、同 項の規定にかかわらず、不動産取得税を課することができない。ただし 博覧会の会場の周辺における交通を確保するために設置する家屋を取得 約の適用を受けて令和七年に開催される国際博覧会(以下この条におい した場合におけるこれらの家屋の取得に対しては、第七十三条の二第 所有者を取得者とみなして不動産取得税を課する て「博覧会」という。)の会場内において博覧会の用に供する家屋又は 公益社団法人二千二十五年日本国際博覧会協会が、博覧会の終了の日 が国際博覧会に関する条

該家屋の取得に対しては、第七十三条の二第一項の規定にかかわらず、 博覧会の用に供する家屋で政令で定めるものを取得した場合における当

不動産取得税を課することができない。ただし、参加者が、

博覧会の終

「の日から六月を経過する日において当該家屋を所有しているときは

同日において当該家屋の取得があつたものとみなし、

当該家屋の所有者

を取得者とみなして不動産取得税を課する。

所有者を取得者とみなして不動産取得税を課する。

(博覧会に参加する外国政府、外国の地方公共団体及び国際機関を除く

道府県は、博覧会協会との間に博覧会への出展参加契約を締結した者

以下この項において「参加者」という。

)が博覧会の会場内において

日においてこれらの家屋の取得があつたものとみなし、これらの家屋の から六月を経過する日においてこれらの家屋を所有しているときは、同

(3) 事業所税

(3) 争未別位	
解される国際博覧会への出の間に博覧会への出の間に博覧会への出席、外国の地方公共府、外国の地方公共府、外国の地方公共市(一条の三十二第十一第一項第五の三十二第七百一条の三十二第七百一条の三十二第七百一条の三十二第七百一条の三十二第七百一条の三十二第七百一条の三十二第七百一条の三十二第七百一条の三十二第七十三十三十三十三十三十三十三十三十三十三十三十三十三十三十三十三十三十三十三	第三十二条の四 指定都市等は、国際博覧会に関する条約の適用を受けて改 正 後
	改
	E
	éli

本書は概略的な内容を紹介する目的で作成されたもので、プロフェッショナルとしてのアドバイスは含まれていません。個別にプロフェッショナルからのアドバイスを受けることなく、本書の情報を基に判断し行動されないようお願いします。本書に含まれる情報は正確性または完全性を、(明示的にも暗示的にも)表明あるいは保証するものではありません。また、本書に含まれる情報に基づき、意思決定し何らかの行動を起こされたり、起こされなかったことによって発生した結果について、PwC 税理士法人、およびその職員、代理人は、法律によって認められる範囲においていかなる賠償責任、責任、義務も負いません。